

(仮称)花巻市子ども・子育て支援事業計画について

〈全国的な現状〉

急速な少子化の進行
子ども・子育て支援が質・量ともに不足
子育ての孤立感と負担感の増加
待機児童の問題 等

〈解決すべき課題〉

質の高い幼児期の学校教育、保育の
総合的な提供
保育の量的拡大・確保
地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度の本格施行(平成27年4月(予定))
(仮称)花巻市子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援新制度

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- 市町村が実施主体となり子ども・子育て支援事業計画を策定し、給付及び事業を実施 等

(仮称)花巻市子ども・子育て支援事業計画の趣旨

子ども・子育て支援が社会全体で支えあいながら、良質かつ適切に、地域の実情に合った量及び内容により実施していくために策定

計画に盛り込む主な内容

- 計画の基本理念、基本目標
- 基本施策の体系、内容、具体的な取り組み
- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 地域子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期 等

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について

1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の趣旨

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標の計画化を図り、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農類型ごとの指標及びこのような農業経営に対する農用地の利用の集積の目標を定め、さらにその実現のためにとるべき措置等を示したものです。

根拠法令：農業経営基盤強化促進法
(農業経営基盤強化促進法基本構想)

第6条(抜粋)

市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 3 **農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**
- 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

2 基本構想の一部変更を行う理由

岩手県が、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）」を平成26年5月下旬に変更する予定であることから、基盤法により花巻市の基本構想を一部変更するものです。

(農業経営基盤強化促進法基本構想)

第5条

都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

第6条第4項

基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第4項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

前条第4項

基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 今回の県基本方針の主な改正点

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を追加（「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」が廃止され基盤法に組み込まれる）
- (2) 農地中間管理機構の事業の特例等を追加
（農地保有合理化事業の廃止）
- (3) 米の直接支払交付金の見直しに対応した営農類型（経営規模）の見直し
（米の直接支払交付金の廃止（5年後）を見据えた経営規模の修正）